

岐阜県公報

第 五 百 四 十 五 号
令 和 六 年 十 一 月 二 十 九 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則を廃止する規則

(高 齢 福 祉 課) 四 七 五

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(森 林 保 全 課) 四 七 六

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示の一部改正

(出 納 管 理 課) 四 七 六

正 誤

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指

定中訂正

(廃 棄 物 対 策 課) 四 七 六

規 則

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

令 和 六 年 十 一 月 二 十 九 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則を廃止する規則

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則（平成五年岐阜県規則第八十号）は、廃止する。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則の施行の際現に廃止前の岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則（以下「旧規則」という。）第十四条第一項の規定による修学資金の返還をしなければならない借受人（旧規則第七条第二項に規定する借受人をいう。以下同じ。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、引き続きその返還をしなければならない。この場合において、旧規則第八条第一項及び第二項、第十一条（第一項第二号から第六号まで及び第八号から第十一号までを除く。）、第十二条、第十四条第二項及び第三項、第十九条第二項及び第三項、第二十条並びに別記第七号様式、別記第八号様式、別記第十一号様式及び別記第十二号様式の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に旧規則第二十一条の規定による延滞利息の支払をしなければならない借受人は、施行日以後においても、引き続きその支払をしなければならない。

い。この場合において、旧規則第八条第一項及び第二項、第十一条第一項（第二号から第六号まで及び第八号から第十一号までを除く。）及び第三項、第十二条並びに第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

告 示

岐阜県告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

美濃市大字大矢田字山ノ神一九二八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山ノ神一九二八の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

森林保全課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百七十三号

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示（令和二年岐阜県告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から適用する。

令和六年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

別表株式会社愛知銀行の項中「株式会社愛知銀行」を「株式会社あいち銀行」に改める。

正 誤

（原稿誤り）

平成二十年三月三十一日号外（八）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定（岐阜県告示第二百五十一号）三頁上段の表中「一五三一一一」は、「一五三一一一」の一部の誤り。

令和六年十一月二十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社